

第2回豊明市下水道事業経営検討委員会議事録

- 1 日 時 2024（令和6）年7月11日（木）午後2時～午後3時30分
- 2 会 場 豊明市役所 本館4階 第3委員会室
- 3 出席者 委 員 6名出席 1名欠席
事務局 経済建設部長、下水道課長、下水道課長補佐兼工務担当係長、
業務担当係長、業務係員
傍聴者 3名
- 4 議 事 （1）「下水道・浄化槽の処理区域の見直しの是非についての意見交換会」の結果について

5 議事内容

■部長あいさつ

本日は、6月16日に市内3ヶ所で開催されました「下水道・浄化槽の処理区域の見直しの是非についての意見交換会」にて、ご参加いただいた方からのご意見等を報告させていただきます。

その報告内容を踏まえて、計画区域を見直さずに下水道整備を進めていく予定とするのか、計画区域を見直して浄化槽での汚水処理を続けていくこととするのか、どちらが最善なのか委員の皆様から意見を賜りたいと考えております。よろしくお願いたします。

■議事

- (1) 「下水道・浄化槽の処理区域の見直しの是非についての意見交換会」の結果について

事務局（下水道課長補佐）より資料1に基づき説明。

委員長 委員の意見を求める。

委 員 アンケート意見＜下水道に関すること＞で、「環境のことを考え、下水道を整備してほしい。」という意見が出たということだが、公共下水道と合併浄化槽を比較した場合、環境への負荷はどれぐらい違うのか。

事務局 排水基準の値としてBODというものがあり、その数値に関しては公共下水道と合併浄化槽を比較しても変わりがないので、合併浄化槽の方が水質基準として劣るということはないと言える。

委 員 BODの値として、公共下水道と合併浄化槽ではほとんど差がない。しかし、単独浄化槽とは差があると。

- 事務局 先ほどの説明（意見交換会におけるQ&A）にもあったとおり、8倍の差があるため、単独浄化槽は合併浄化槽と比較して水質としては劣っていると言える。
- 委員 資料1（3/3）で、各家庭の負担が公共下水道と合併浄化槽で比較されているが、これだけの費用がかかるという中で公共下水道の整備を望む人がどれぐらいいるのか。
- 委員 これだけの費用をかけて公共下水道に接続する意味はあまり無いように感じる。先ほど事務局から説明があったように、公共下水道と合併浄化槽では水質に大きな違いがない。
また、公共下水道へ接続する場合の負担額として、約100万円と仮定しているが、地域によっては敷地が広く、配管工事の距離が長くなる場合がある。そうすると金額は100万円を大きく超える場合もあり、それを年金生活の方が負担するのは難しいと思う。
- 委員 アンケート意見<その他意見>で、「4億円の赤字を浄化槽の人が税金で負担するのはおかしい。税金を払っていてもデメリットしか感じない。不公平感を覚えた。」という意見がある。
- 委員 資料1（2/3）にあるとおり、毎年4億円の赤字が発生している。公共下水道のために市税で4億円の赤字を補填していて、それを享受しているのは市街化区域の人だけだという意味かと思う。
- 委員 調整区域では下水道が整備されていない現状の中で、赤字の一部を負担させられているというのは、不公平だと感じてもおかしくない。市街化区域と調整区域で赤字の負担割合に差があれば、多少は理解していただければと思うが。
- 委員長
事務局 都市計画税は、調整区域からも徴収しているのか。
市街化区域に土地を持っている人にかかっている。調整区域の土地にはかかっていない。
- 委員長
事務局 4億円の赤字は、都市計画税で補填していると考えられるのか。
赤字補填の財源のうち、多くは都市計画税で賄っていると言える。
- 委員長 そうなると、赤字補填のために市街化区域と調整区域で同じ税負担をしているという考え方は成り立たないかもしれない。ただ、厳密に言えば都市計画税は公共下水道のためだけに使っているわけではないので、都市計画税で補填しきれない分の税負担については、調整区域の人にとっては不公平に感じるだろう。

- 委員 アンケート意見<意見交換会に関する事>で、「今回の資料からは下水道計画は進めていかない方向に持っていきたいという市の考えしか感じられなかった。」という意見があるが。
- 委員長 単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えには補助金があるが、公共下水道への接続には補助金等がない。
公共下水道が整備されることになれば、接続が義務になり強制的に各家庭に100万円以上の負担が見込まれることになる。対して、公共下水道が整備されないことになれば、すでに合併浄化槽を使用していればそのまま良くて、単独浄化槽を使用している方も合併浄化槽への切り替えは強制ではない。
そのような状況で、公共下水道よりも合併浄化槽の方が費用面で安いというデータが出てくると、意見を誘導されているように感じる方もいるのかもしれない。
- 委員 住民の皆さんが単独浄化槽と合併浄化槽の違いを理解しているのか、自分がどちらを使用しているか知っている方ばかりなのか。
- 事務局 平成13年に浄化槽法が改正され、新たに単独浄化槽を設置するのは原則禁止になっている。つまり、平成13年以降に設置された浄化槽は合併浄化槽ということになる。それ以前に設置された浄化槽は、単独浄化槽である可能性がある。
- 委員 長年住んでいる自宅のことでもそういった知識のない方は多いのではないかと思う。単独浄化槽と合併浄化槽で見た目の違いはあるのか。
- 事務局 単独浄化槽はトイレの排水だけを浄化槽で処理していて、合併浄化槽ではトイレに加えて、風呂場や洗濯機などの生活排水すべてを浄化槽で処理している。地中の配管は大きく違うが、表面的な見た目では違いが分からないかもしれない。
- 委員 そういった情報を持っていない方々からすれば、どの汚水処理方法を希望しているか聞かれても、意思決定や判断する材料をほとんど持っていないと感じるのではないか。
- 委員長 その辺りは行政として、周知に力を入れる必要がある。
- 委員 <意見交換会におけるQ&A>にある、「単独浄化槽は合併浄化槽に切り替えなければいけませんか。」という質問に対して、「引き続き使用できる」とあるが、具体的にいつまで単独浄化槽を使用しても良いのか。
- 事務局 使用できる限りは使用して良いということになっている。
「すぐに切り替える必要があるか。」という質問があったため、「使用

できる限りは使用して良い。ただ、単独浄化槽を新設することはできない。」と回答している。

委員 現状、単独浄化槽を使用している場合、台所や風呂場、洗濯の排水が垂れ流しになってしまうわけだが、その状態が今後続いても問題ないということなのか。

事務局 浄化槽法では、「既に単独浄化槽を設置している場合でも合併浄化槽への転換に努めること」という努力義務が定められている。あくまでも強制ではないので、合併浄化槽への転換を推進している状況である。

委員 単独浄化槽の耐用年数はどれぐらいか。

事務局 耐用年数としては20～30年とされているが、性能評価書では概ね50年ぐらい使用できるとされている。

委員 現状、単独浄化槽の本体が壊れたら合併浄化槽に切り替えなければならないが、費用負担を考えるとすぐに合併浄化槽への切り替えを求めるのは難しいのではないか。

委員 資料1（3/3）で、公共下水道のデメリット・浄化槽のメリットとして、災害時の復旧までの時間というものがあるが。

事務局 上水道や電気の復旧状況にもよるが、浄化槽の方が公共下水道よりは復旧が早いとされている。

委員 「なぜこの地域は公共下水道にならないのか」という声をたまに聞くことがある。自分の住んでいる地域が下水道の計画区域に入っていることを知っていて、なおかつ若い世代であれば、そういう意見を持っている方はいると思う。

委員 意見交換会で、そういった意見は多かったか。

事務局 意見交換会では質問がほとんどで、明確にどちらかを希望しているという意見はあまり無かった。

委員長 ここで本日欠席している委員からのコメントを事務局から。

事務局 (代読) 1. 区域見直しの是非について

下水道事業の目的は、浸水防除、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全である。これらの目的、特に汚水処理に関する公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全が、下水道整備によってのみ達成されるかと言えば、そうではない。現在では、合併浄化槽の性能の向上等もあり、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全においては、合併浄化槽等が代替的役割となり、目的が果たせると考えられる。

さらに、計画通りの整備は、資料1（2/3）でも示されているように、

豊明市下水道事業の経営に負荷をかけることのみならず、使用者、将来の使用者にとっても、大きな経済的負担を発生させることは明白である。

下水道事業の目的、そして経済合理性の観点からも、区域見直しには妥当性があると考えられる。

2. 経営健全化に向けて

区域見直しのみならず、現状の経営状況の健全化も考えるべきである。特に、経営を安定化させるためには、投資財政計画の見直し、使用料の改定、使用料体系の見直し等の検討もされたい。

委員長 このコメントに対して、委員の意見を求める。

委員 以前から他市町の下水道使用料の改定が新聞で発表されているのを見掛ける。経費回収率の改善を目指して、使用料を段階的に引き上げるという内容で、豊明市でも同様の動きになる可能性は考えられるかと思う。

委員 当然ながら、下水道使用料の値上げがあっても、浄化槽の使用者には影響がないということか。

事務局 そのとおり。

委員 資料1(2/3)で毎年の赤字が4億円とされているが、これは現状の収入・費用で経営していく前提での話である。さらに老朽施設の更新などを見込むと膨大な費用がかかると想定されるため、下水道使用料の見直しを進めていくのが妥当かと思う。それにはまず公共下水道の計画区域を適正なものにする必要があるため、区域の見直しが妥当だという意見は納得できる。

委員長 本日の議事の内容をまとめる。

合併浄化槽と単独浄化槽のどちらを使用しているか知らずに生活している方もいると思われるため、公共下水道の計画区域のままでいくか浄化槽の使用を続ける区域とするかを判断してもらうためには、それぞれの設備の違い、それに加えて各家庭が負担すると想定される費用について、丁寧な説明が必要であるということが言える。

公共下水道に要する老朽施設の整備費や現状の維持管理費の問題について、今後どうしていくかについても考えていく必要がある。

公共下水道の整備を進めることになった場合、各家庭の負担と行政の負担が増加すると同時に、公共下水道への接続義務が発生するということが、すなわち、区域の中のすべての人が必ず公共下水道へ切り替えなければならないということになる。高齢化が進んでいる中で、すべての家庭が高額な費用負担をすることが現実的に可能なかどうか。

この委員会の意見としては、調整区域に公共下水道を整備することが住

民にとっても行政にとってもそれほどメリットがないのではないかと
いう意見でまとまってきているように思う。

これらの内容を整理して、対象地域の住民の方々に説明していく必要がある
と思うが、その説明の仕方によっては意見を誘導していると受け取
られかねないので、そこを丁寧に説明しなければならない。

■その他

次回の委員会は、2024（令和6）年8月予定。